

農山村の持続的開発と景観整備との調和に関する覚書

伊藤 勝久*・大森 賢一*・藤居 良夫**

Note on the Accordance between Sustainable Rural Development and Rural Landscape Planning Katsuhisa ITO, Ken-ichi OMORI and Yoshio FUJII

Abstract In this note, we tried the orientation and the goal of rural landscape planning, which have adapted to Japanese or Asian agricultural and forestry production. The relations between natural land conditions and their socio-economic condition are very closed to the landscape formation. The standards and typical landscape formation should be harmonized its sustainable rural development.

We can see many examples newly trials of landscape formations in rural area. But many of them are confused and reformed the needs of city residents as a consumer of landscape rather than the regional production relations as origin of landscape. We have analyzed the reasons are three different directions, of which are the changes of rural socio-economic structure, the need of city residents and the goal of agriculture policy.

I. 序

本論で展開しようとするのは、わが国の風土と農山村の生産関係に最も合致した形の、景観整備の方向性である。以下述べるように、現在の景観整備に対するアンチテーゼと解釈していただいても差し支えない。あくまでも試論の域を出ないが、いま我々が考え、今後展開しようとしている研究の一段階としてまとめておきたい。

まず、本論で展開する考え方に至った過程を述べておこう。

それは、現在の農山村で広範に行われつつある景観整備の方向性に対する素朴な疑問である。つまり、一つには「いま行われつつある景観整備は、わが国の風土、美意識、そして現在の農山村の生産関係に真に即したものののだろうか」ということである。さらに、「景観に対する選好ないし審美意識についていえば、整備された景観の方が整備される以前の景観よりも明らかに好ましい

のか。逆に整備される以前の景観は好ましくないのか。それは誰にとって好ましいのかあるいは好ましくないのか」¹⁾ということである。

つけ加えるならば、景観整備はある必然的背景がなければならない。それは都市や町並みの景観の場合、経済合理性や都市機能あるいは歴史的環境保存等であり、農山村の場合は生産と環境である。また景観に対する主体の視点は、人間の眼の高さ²⁾であり、連続的な³⁾ものでなければならない。このような背景になる哲学や視点は存在するのか、ということも含まれる。

II. 景観に対する解釈と認識

我々は上の問題意識のもと、景観に対する一般的な認識の分析を行ってきた^{[1],[2]}。サンプルにはある程度のバイアスがあるが、分析の結果、農山村景観は「伝統的な自然の残る景観」と「近代的な基盤や施設の景観」の2類型に分けられ、全体的に前者を選好するが後者も必ずしも否定されるものではないことがわかった^[1]。また

* 農林システム学講座

**農村工学講座

原風景は性別、年齢別による判別が可能で、若年齢層ほど画一化された原風景意識をもっており、地域の固有性が希薄になり、都市と農村の格差が縮小していると解釈された^[2]。

このような景観への一般的認識と、実際に行われつつある農林業の生産現場の景観、農山村の景観整備は、どのように整合しているのでしょうか。

これらの疑問に対しては、様々な分野つまり文化人類学、美学、心理学、社会学、文化地理学、生態学、経済学、農学、造園学、建築学等一からの意味付けとそれぞれの解釈がある⁴⁾。

明らかにいえることは、農山村の景観整備では、風土と農林業の生産関係が先行し、それにやや遅れて風景・景観としての美（美意識）が発見されるのである。ここで用いる風土とは、和辻哲郎の「風土」⁵⁾ではなく、単に客観的環境としての地域個性、地域資源、あるいベルクのいう「元風景」⁶⁾と考えたい。さらに風土と生産関係は、ある社会や技術のパラダイムにおいて、風土固有の所与の条件の下で生産が組織されるという点で、表裏一体の関係にある。

生産が組織され実行された結果としてある「元風景」が出現し、それを審美的対象とするのは、民族・地域固有の伝統的な審美方法とその「元風景」の下で、それを「原風景」⁷⁾として見る培われた眼である。当然この審美眼は、民族・地域固有のものであり社会的コンセンサスを得た眼である。この意味で、審美基準は、風景やより客観的な概念としての景観よりも先行することはないと考えられる。

景観を公共財と考えることも重要な視点であろう。公共財の性質は（消費の）「非競合性」と（消費からの）「非排除性」であるが、景観は万人から同時に可視され、被視を排除できないものである。この当然の性質は、上の審美眼の社会的コンセンサスが満足されていないと成立しない。つまり「好ましい」ので「見る／見たい」視線と「好ましくない」ので「見ない／見たくもない」視線とが同じ対象に対して交錯することは、公共財の性質に反することになる。

さらに審美眼の社会的コンセンサスが存在するのならば、ある景観と他の景観の間には、概ねの社会的選好順序が存在するはずである。さらに3つ以上の景観に関しては、概略ながら推移律が存在しなければならない。一般に、選好順序や推移律は消費者行動理論では、個人レベルで規定されているが、ここでは、選好順序がどの個人でもほぼ一定として社会的コンセンサスが存在するため、その個人の集計たる社会に拡大して考えても差

し支えないであろう。ところが、景観に対するわが国の選好順序は、グループ差や地域差が西欧に比べ大きく、しかも一定していないのである^[10]。つまり、どのような景観が好ましくて、どのような景観が好ましくないのかについて、場所、場合、主体を問わず一定した傾向が見出せないということである。

以上のことから、現代のわが国における農山村の景観整備やその評価の基準は、極めて曖昧であると考えざるを得ない。また、景観整備の方向性が、本来指向するであろう目標、即ち、農山村における持続的発展の基盤となり同時に万人が觀賞に値する景観、をどの程度実現できるのか、今の状況からは判断できない。

しかしこのことは、現在のわが国において景観整備の規範としている西欧の景観計画の立場から見たものであるという限定がつく。つまり、確固とした目標があって、それに対して計画が樹立され、実行されてゆくという過程である。翻ってわが国の計画過程を見れば、必ずしも上の順序で実施されている訳ではない。しばしば計画変更があり、目標も各々の計画対象別に分かれているのが普通である。また空間の構成も予定調和的に秩序が形成される訳ではなく、いわば混沌の内に埋没しながらある種一定の共通性が見出されるのではないだろうか。つまり、わが国にはわが国の、計画方法と空間構成—それは秩序とはいえないかもしれない—があって、それは動かし難いものであると思われる。そして、いま行われつつある景観整備の規範となっている西欧のそれらとは全く異質なものではないかとも考えられるのである。

III. 現象としての農山村景観整備

さて現在、各地の農山村では、地域の定住条件の整備とともに、景観整備が積極的に推進されている。これには、社会的背景と政策的背景があると思われる。

1. 社会的背景

社会的背景には、①日本人の心象風景の再現、②都市住民からのうるおいと安らぎの要請、③レクリエーション的入り込みに期待した村おこし等の様々な要因が絡み合っている。これを解釈しておかねばなるまい。

まず、③については、村おこしという点から、形態はどうであれ一例えば、背景がスギ人工林の柵田の中にスイス山小屋風の建物の一集団、あるいは段々畑のみかん園を背景にした南欧風の白い瀟洒な貸別荘等々、これが地域の主体性のもとに推進されているのであれば、とやかく言う必要はなからう。文化的混乱といえばそれまでだが、このような景観の需要があって供給されたものであるから、むしろ混乱しているのは入り込み客たる消

費者である。

ここまで極端なのは少数で、より真摯に考え、地域の伝統や文化を景観整備という形で増幅し発信している事例も多い。しかもそのような一連の景観整備が、地域内の生産に波及し一定の追加的所得さらには超過利潤を得ている事例もある。ただ多くの場合、景観といってもいわゆるハード面での整備に拘泥し、当該新施設周辺はある程度調和を保っているが、より広く地域全体としてハード、ソフトの両面で地域個性を美的に表現している場合は、ほとんどみられない。いずれにせよ、景観に対する消費者ニーズを、地域のある部分のみを用い、手持ちの条件の下であまりにも率直に、明示的に表現しすぎであると思われる。

①と②については、少々厄介である。「心象風景の再現」、「都市住民からのうるおいと安らぎの要請」とともに、現在の都市景観、農山村景観が少なくとも都市住民の期待するような形でなく、ある景観をいわば理想の景観へと変容することを意味する。ここには、「心象風景とは何か」、「都市住民にとってうるおいや安らぎのある風景とは何か」という問題が含まれ、一応の整備目標（ゴール）としての景観が想定される。しかし、それは前述の意味で曖昧な風景である。

我々は、景観に対して次のような立場をとる。つまり、景観そのものは単なる客体であり環境であり、美醜の判断基準は内包していない。人間がそれを見、各人の景観体験と照合した結果、美醜が判断される。その場合、景観体験は二つの側面がある。つまり各人の育ってきた環境に対する親和性をもとにした個別の視覚的景観体験—これは「原風景」ということもできる⁷⁾—と、それに対する評価の体験である。前者は、個人的差異が大きくこととなるが、後者、即ち評価の判断基準はある社会、ある地域で伝統的に受け継がれてきたものではほ一定するであろう。しかも個人的視覚的景観体験というものは、社会・地域の伝統的景観評価基準という枠組のなかでの体験であるから、しばしば個人の判断基準は社会の判断基準にとって代わられる。あるいは、無意識的に社会の判断基準を、自分個人の判断だとしているに過ぎないのである。

ところで、本来、風景あるいはより客観的な景観というものは、次のように性格づけられる。つまり、自然的・人為的営為の結果である景観を通して、主体の客体への働きかけ、客体の主体への認識方法の伝達という相互作用を看取でき、その関係全体が文化的アイデンティティーの一つになるのである⁸⁾。その意味で、現在のあるがままの景観には、当然文化的アイデンティティーが備わ

っている。ただし、それを「美しい／醜い」とか「好ましい／嫌悪すべき」と評価するのは、また別の次元である。

このように景観と社会の相互関連性によって、社会のあり様の環境の次元が景観であるといえる。この限りでは、「心象風景の再現」といっても、個人個人の心象風景と現在のあるがままの景観には差異はないはずで、無意味になる。「うるおいと安らぎの要請」にしても同様である。従って、現在の社会のあり様が周囲の環境に反映している状態が、とくに都市住民にとって、求めるものと乖離しているのである。そしてその対象を、多くの都市住民が育った故郷の農山村の環境に求めている。

その景観への要請は、個人個人が原風景として景観を体験した上に、その後様々なメディアによって見聞し、蓄積されたイメージとしての景観がもたになっている。つまり、都市住民にとって「そうあって欲しい景観」とは、当該地域固有の伝統的な田園の元風景である場合は少ないように思われ、むしろ理想としてのわが国の田園景観あるいはもっと心象的刺激の強いエキゾチックな西欧の田園景観であったりする。このイメージとしての景観は、洋の東西を問わず理想的な田園景観を構成する要素—それを表象する記号—の集合体である。この記号は、本来ある社会のもとで一貫性をもっていなければならないのだが、景観要素として布置される際は一貫性が失われている。

都市住民は、農山村の客観的環境あるいは元風景を既に風景の次元から評価しているものであり、その元風景が成立している地域の社会的背景、つまり客体へ不断に働きかけてきた生活や生産的営為はもはや考慮されていないのである。個人のイメージの具現化への要請であり、社会的・生産的意味合いはここでは無視されるのである。農山村の景観整備に対するこのような要求は、わが国あるいは地域に固有の文化的アイデンティティーとしての景観から乖離した次元の景観であると考えざるを得ない。

先に、景観の社会的意味合いと述べたが、まさにこのことである。つまり農林業—より広くは農山村の生活と生産が周囲の環境と織りなす生産関係総体—の視点が、都市住民には決定的に欠如しているのである。

このように社会的背景からみた場合、多くは、都市住民優先の景観整備で、地元農山村の農林業生産の安定性や地域住民の定住条件、利便性を考慮に入れない形で進行しているように思われる。いわば、農山村外部からの、あるいは農林業を体験したことのない者からの、農山村内部の生活変革と景観整備要請であり、地元住民の生活視点、生産視点が欠落しているのである。

2. 政策的背景

次に、政策的背景をみてみよう。近年の地球環境問題への関心の高まりによって、農林業政策の面でも環境への配慮が盛り込まれつつある。さて景観整備は、前述のように、本来様々な農林業生産施策、環境保全施策や定住化促進施策の一環に組み込まれ、その結果が景観に現われるべき性格のもので、景観そのものの直接的整備を目標とするものではないと思われる。ところが、わが国の現在の景観整備は、景観そのものを整備の対象としており、しかも明確な整備方針や政策理念が欠如しているように思えてならない。

農林業や農山村に関わる施策を生産、定住、環境の3側面からとらえると、ある一定の手段と政策目標が想定されているとは考えるが、それぞれの施策が実施される際は、各側面が相互独立적であると思われるほど統一性が欠けているのである。すなわち、生産の側面では集約化あるいは大規模粗放化による生産性向上のための基盤整備であり、増産と増収が基調にある。このこと自体は現在のわが国農業のおかれている環境からみれば至極妥当であるが、その生産の前提になり結果になる定住や環境などの他の2側面は考慮されていない。また定住化促進あるいは環境保全に係る政策も同様に、他の側面への配慮が欠けている。

加えて政策的背景で日本の場合とくに問題になるのが、省庁間の管轄範囲である。本来景観整備、さらに広くは地域計画は、農地、林地、草地、河川、道路、居住地、市街地等々、空間を構成するすべての要素が同時に計画に載せられ、共通の計画目標を持たねばならないのだが、実際は省庁間の管轄範囲争いで、別々の計画が立案されることがしばしばである。とくに、景観や環境という対象は、曖昧な中間領域であるので、景観整備に際して省庁間の方向性は微妙に食い違ってくる。このことが、現在の景観整備の混乱を招いている一つの要因であることは間違いなであろう。

さて、このような施策実施状況の中で、環境保全・景観形成施策として、国民のニーズの多様化、農村生活への回帰現象などを受けて、近年わが国でも「農村型リゾート」等様々な施策が実施されている⁹⁾。しかしここでも、社会的背景として前述したように、農業生産の局面や農村の生活は、政策理念の中に明確に盛り込まれているとは言い難い。

今わが国では、社会の変化に対応するような農山村整備の新たな方向が、検討されている。とくに環境保全・景観整備に関しては、ECのデカップリング政策、条件不利地域対策をはじめとする共通農業政策が一つの規範

になっていると思われる。このなかでECとくにイギリスやドイツの田園、山岳地域における増産を刺激しない社会・環境の保全方策（デカップリング政策）¹⁰⁾の中で、農山村地域などの条件不利地域での定住を促進するための所得補償対策が注目されている。

ところでECの共通農業政策はわが国の農林業、農山村の現状にどれだけ適合するのかが問題である。わが国もある意味では農産物の生産過剰が問題になっているが、これはごく限られた作目であり、また貿易不均衡による農産物輸入の外圧問題もあり、総体的には自給率が低下し、国内生産だけでは不足である。

現在の日本各地の農山村で惹起している様々な問題の第一の要因に、農工間の発展速度の差に求めることは異論のないところであろう。つまり、農山村の存続を危うくしている原因として過疎があげられ、その過疎の引き金となったのが、非農業部門の労働吸収力の相対的大きさである。戦後の、先進資本主義国では、通常、農業の生産性（労働生産性）の上昇率は、途上国のそれより高いというだけでなく、当該先進国の製造業の生産性よりも高い。ただ、この中で日本だけが、唯一例外的に、製造業の生産性が農業の生産性を上回っていたのである。このことは、相対的に農業分野から工業分野に移動する労働力の吸引圧力は、他の先進資本主義国に比べてより弱くなるといえる。実際、全人口に対する農業人口の比率は、わが国の場合、他の先進資本主義国と比較すれば、耕地面積比率等で相当の違いがあるが、かなり高いといえる。その結果、わが国の経済水準からみると農業に従事する人口、あるいは農村に滞留している人口は、寡多であり、そのため農業の労働生産性はまだ低水準にあるといってもよいのではなからうか。

従って、わが国では、農民・農業保護と生産とは本来連動的に考えるべき性格のものであり、それに加えて、環境保全が考慮されなければならない。つまり、定住、生産、環境の3つの次元で調和する農業政策が採用されねばならず、その意味で、「新しい食料・農業・農村政策の方向」¹¹⁾では、ある程度この線に沿った農政の方向性が打ち出されてきてはいる。しかし、農山村や農林業の重要性に関して国民的コンセンサスの欠如している現在の状況下では、定住促進のための直接的・間接的所得補償という施策にはまだまだ消極的であるし、農業や農村のもつ環境保全機能やその形成・受益関係を計量的に明示し、国民的合意の形成を図ってゆくといわれているがこれも極めて困難な課題である。

建設省所管の道路施策や河川施策についても、今までのハード一辺倒の施策から、ある程度環境や景観に配慮

したソフト的側面も取り入れられてきているが、当該路線や河川に沿わずかな範囲だけであるし、コンクリート張りの一部を自然石積みや緑化や花壇にしたところで抜本的な方向転換とはいえない。つまり自然の素材を用いることや町並みの調和的保存というだけでは景観整備にはならないと思われる。

さらに景観整備については、わが国とEC諸国では、自然的条件とくに植生条件や地勢の条件が異なることも考慮しなければならないと思われる。人間にとって望ましい景観は、人為を介することにより自然的遷移から維持されるのは共通しているが、人手が加えられない場合の方向は、わが国をはじめアジアモンスーンでは植生の過剰な繁茂であり、西中欧では植生の剥離である。わが国では、放置すれば繁茂する植生から不要分を取りだし、生産の局面に投入することで、生産と生活が維持され、景観が保全されてきた。いわば、地域内部に存在するあらゆる資源を徹底的に利用し、しかもそれは持続的生産の範囲で行われてきたのである。

景観維持に対しての自然遷移による攪乱の方向性は、アジアモンスーンと西中欧では、全く逆であるにもかかわらず、単にエキゾチックな景観への要請に応える形での、西中欧を範にした景観整備は、自然的条件の差異の点からもわが国にはそぐわないであろう。

IV. 小 括

わが国の景観整備はまだ緒についたばかりである。とくに農山村景観はそこでの農林業生産と極めて密接な関係があり、景観整備の視点はこの点を忘れてはならないと思われる。

ところで、ある側面からみればわが国の農林業は様々な悪条件の下で縮小生産の過程にあり、生産関係は変化し、地域資源のすべてを利用する循環的体系は崩壊した。この意味において農山村景観は荒廃に瀕している。また他の側面から見れば農林業は近代化され農山村の生活も都市との差が縮小してきた。その意味でも景観は伝統的風景に文明的な要素が随分混じり、風景の荒廃といえないこともない。

加えて、景観の消費者—都市住民のみならず当該農山村住民も含まれる—の意向を重視し、また「村おこし」等の意味合いも兼ねた、景観の「混乱」が生じている。

これらの原因に「わが国の農山村」景観に対する国民的合意の欠如があることには違いないが、近年まで生産と成長が主たる課題であったため仕方ないことではある。ゆとりや生活の質、さらに環境問題が人口に膾炙され、ようやく景観にまで意識が達するようになったと考えら

れる。そこではじめて、わが国における「望ましい」農山村景観が問題になってきた。

多くの都市住民にとっての「望ましい」景観、またはほとんどの人々の心象風景は、過去の自分が体験した環境を形作っていた風景である。それは過去の貧しかった時代¹¹⁾における生産関係に規定されて必然的に生じた風景に由来している。この生産関係とは、農山村に存するすべての資源を利用し尽くすことで生産と生活がなんとか確保され、資源が自然に再生可能な範囲で—それは経験的に知られていた—それを利用した「持続的」生産が行われうる、人間と労働対象の有機的連関性を指す。このような農山村風景は貧困の風景でもある。

しかしながら、貧困状況下の生産関係に基づく農山村風景を現代に再現させることは単なる懐古趣味であり無意味であり、現代の農山村の生活と農林業の生産を全く無視したものに過ぎない。

農山村の生活と生産を理解し、近代的な要素、文明的な要素を、伝統的景観を荒廃させる夾雑物とするのか、それとも伝統的景観に代わる新たな農山村景観の美的意味要素と見るのかは、今後の景観整備の上で重要であり、我々は、後者の立場を取りたい。

そこで、わが国の農山村及び農林業生産の社会的背景、政策的背景、自然的背景を整理し、農山村において定住条件が整備され、そこでの生産が将来の土地・地力の維持を考慮して行われるべきであるという観点に立ち（持続的生産）、わが国の自然的条件に適した景観整備の基本条件を検討することが今後の課題である。

農山村景観を規定するのは農林業の生産関係であると既に述べたが、この生産関係でわが国に最も特徴的なのが、水田とその周囲の資源環境とのかかわりであろう。従って、とくに水田と里山林の相互依存関係にも景観形成の視角からも現代的意味において再び注目する必要がある。その際に、アジアモンスーンに位置するわが国では、景観整備の基本的視角を、西欧に求めるのではなく、わが国やアジア諸国の事例やその生産関係に求めることが重要になってくるとと思われる。

さらに景観の審美的水準、景観を構成する記号要素の散布状況に呼応する、日本的な風景や空間の構成方法—これは例えば、日本庭園の構成や借景のことを意味しているのではなく、より一般的な都市や農山村の日常風景である—が存在するであろう。そしてより広くいえばアジア的風景というものがある、その方向軸に沿わない、あるいは全く外れた景観整備が行われつつあるのが、わが国の現在ではないかと考えるのである。

註

- 1) この景観整備の方向性は、素朴であるが重要な意味を含んでいる。このことについては、我々は、[1],[2]においてある程度提示したが、より明確な意味でこれを提示したい。
- 2) 風景・景観とそれに対峙する人間の視点の関係である。当然「地に足をつけて立つ人間の視点から眺めた土地の姿 [3]」でなければならない。
- 3) 景観整備や造園の視点では、特定の位置から眺める場合と、任意の位置から眺める場合があるが、我々がここで議論する景観は、後者を指す。
- 4) 景観に対して、人文・社会的な分野から考察したもので、[4]～[8]が我々の考える景観整備の上で参考になる。とくに[6]のアジアの諸都市の風景に関する叙述において、「東洋はもともと(西欧的な建築が風景の…引用者)破綻を許すような空間の組立があるのではないだろうか」という表現が示唆的である。
- 5) 和辻は文明的背景を強調して、風土および風景を分類したが、本来の認識上先行すべき風土が、風景・景観が同次元で語られている。
- 6) 元風景とは、次の意味で用いたい。少し長くなるがベルクを引用する。「風景に関しては、あらゆる文化とあらゆる時代に共通の基本的な特徴というものがかいくつかに存在することも確かである。そしてこれらの基本的な特徴が構成するものを、私は「元風景」と名づけたと思う。元風景とは、現実には人間の作り上げるさまざまな(精神的・言語的・図形的・造園的等の)表現なしには存在しない。そしてそのような表現は文化的かつ歴史的に類型化されている。けれどもこうした表現は、われわれが知覚するままの現実においては、あらゆる人間に共通の元風景と区別されない。[7]」
- 7) 原風景は、[2]において我々の定義を示した。
- 8) 再びベルクを引用すると、風景は「文化的アイデンティティーに関する極めて確かな指標である。風景を構成する事物の外的側面が(客体対象として)、その環境を整備した社会の様々な性格を表すという意味においても、また(主体としての)われわれのものの見方が美的習慣さらには倫理的習慣をも明らかにするという意味においても、そのことはいえる[7]」としている。
- 9) 平成2年度の農業白書によれば、「農村型リゾート」に対する各地の取組み事例が報告されている[11]。この政策背景としては、国民のニーズの多様化、自然志向・ふるさと志向をあげ、イギリスやドイツの政策的取組みが紹介されている。これらをわが国の新しい農村政策として換骨奪胎するには、相当な調整と国民的合意の形成が前提条件である。
- 10) これは様々な資料[12]～[14]等で報じられているが、その概略は、従来一般的な農業政策では、農民・農業保護と増産が対になっていた。この場合の農業の基本方向は、規模拡大、生産性向上、国際競争力強化と

して性格づけられる。そして規模拡大は、少数の大経営を除いて、農山村から徐々に人口を失わせることになり、零細農家は整理される。つまり、農山村が社会生活のコミュニティ機能を失い、生産の局面に特化してゆき、農山村地域の社会や環境保全の機能が失われることになりかねない。他方生産面では過剰農産物が生じ、その処理のための費用が膨大になり、さらに農産物貿易上の農産物輸出国間の軋轢が発生する。

そこで、農業と農民は保護するが、生産を刺激しない農業政策に徐々に転換し、これはECの共通農業政策の主要な部分になりつつある。とくに条件不利地では、手厚い保護政策をとって零細農家の定住化を促進し農山村の社会的健全さを保護し、さらに特定農法、例えば有機農業等の推奨によって、自然の保全にも資するような、環境保全的側面も含めた政策(主として補助金政策)に変わりつつあるのである。

- 11) 農山村風景のイメージとしての元風景を過去の藁葺き屋根などに求めがちであるが、その風景が生じた必然的背景を理解しなければ、単なるノスタルジーにすぎない。大室は自然と文明の成長速度と成長力を論じ、「自然と人間の生活が調和を保っている昔懐かしい風景などというものがありようはずもない[16]」と述べている。

引用文献

- [1] 藤居良夫・伊藤勝久・大森賢一：山陰地域研究(農山村)8:19-28, 1992.
- [2] 伊藤勝久・藤居良夫・大森賢一：前掲誌:29-38.
- [3] 中村良夫：風景学入門, 中央公論社, 東京, 1982.
- [4] 内田芳明：風景とは何か, 朝日新聞社 東京, 1992.
- [5] 勝原文夫：農の美学, 論創社, 東京, 1979.
- [6] 原広司：集落への旅, 岩波書店, 東京, 1987.
- [7] オギュスタン・ベルク：日本の風景・西欧の景観, 講談社, 東京, 1990.
- [8] 北村昌美：森林と文化, 東洋経済新報社, 東京, 1981.
- [9] 和辻哲郎：風土, 岩波書店, 東京, 1935.
- [10] 四手井綱英：森林環境に対する住民意識の国際比較に関する研究, トヨタ財団助成研究報告書, 1981.
- [11] 農林水産省：農業の動向に関する年次報告(平成2年度), 1992.
- [12] EC委員会編：条件不利地域農業をどうする, 農林統計協会, 東京, 1991.
- [13] 大内力：林経協月報 359:3-14, 1991.
- [14] 板垣啓四郎：農林統計調査42(8):11-17, 1992.
- [15] 農林水産省：新しい食料・農業・農村政策の方向, 1992.
- [16] 大室幹雄：エコノミスト65(1):100-105, 1987.